

# まん延防止等重点措置等に基づく協力要請について

## ◆対象区域

(1) 措置区域 さいたま市 及び 川口市

(2) 措置区域以外 2市を除く、埼玉県全域

新

## ◆実施期間

(1) 措置区域

令和3年 **4月20日** (火) から 令和3年 **5月11日** (火) まで

(2) 措置区域以外

令和3年 **4月20日** (火) から 令和3年 **5月11日** (火) まで

(3) まん延防止等重点措置 **終了後**

令和3年 **5月12日** (水) から 令和3年 **5月19日** (水) まで

※さいたま市、川口市を含む。

# 県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)

◆ 営業時間の短縮を要請した時間以降、

不要に**飲食店**に**出入り**しない

(要請時間) **さいたま市、川口市**

午後 **8** 時まで **新**

**2市を除く埼玉県全域**

午後 **9** 時まで

# 県民の皆様へのお願い

(特措法第24条第9項等)

## ◆**県境**をまたぐ**移動自粛**

特に、変異株により感染が拡大している**大都市圏等**との**往来自粛**  
**大型連休**等の時期に、**感染拡大地域**との**往來を強く自粛**

新

新

## ◆日中も含めた**不要不急**の**外出自粛、移動の自粛**

(医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、  
通学、屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な場合を除く)

## ◆カラオケ設備のある**飲食店**での、**カラオケ設備**の**利用自粛**

新

# 営業時間の短縮要請等について

(特措法第31条の6第1項)

## 【措置区域】さいたま市、川口市 について

新

要請期間

令和3年**4月20日**(火) から 令和3年**5月11日**(火) まで  
午前 0時 午後 12時

対象業種

飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)  
遊興施設等: バー等(飲食店営業許可を受けている店舗)  
※ネットカフェ、漫画喫茶を除く(感染防止対策の徹底を要請)

営業時間

午前 5時から**午後8時**まで

酒類提供時間

午前 11時から**午後7時**まで

# 営業時間の短縮要請等について

(特措法第24条第9項)

【措置区域以外】 2市を除く埼玉県全域 について

【措置区域】 さいたま市、川口市 について (令和3年5月12日以降)

要請期間

令和3年 **4月20日** (火) から 令和3年 **5月19日** (水) まで  
午前 0時 午後 12時

対象業種

飲食店 (居酒屋を含む)、喫茶店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く。)  
遊興施設等 : バー等 (飲食店営業許可を受けている店舗)  
※ネットカフェ、漫画喫茶を除く (感染防止対策の徹底を要請)

営業時間

午前 5時から **午後9時**まで

酒類提供時間

午前 11時から **午後8時**まで

# 営業時間の短縮要請等について

(特措法施行令第5条の5 ほか)

【措置区域】さいたま市、川口市 について

新

◆入場者へマスクの着用等の徹底、発熱等有症状者の入場禁止

◆手指の消毒設備の設置、入場者が密にならないような整理誘導

◆アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、換気の徹底等、  
会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置

※措置区域以外（2市を除く埼玉県全域）についても同様の措置をお願い

# 事業者の皆様へのお願い

【措置区域・措置区域以外ともに】

◆彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び

(特措法第24条第9項)

業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染症対策を徹底

※ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。

新

◆カラオケ設備のある飲食店での、カラオケ設備の使用自粛

新

# イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項)

◆ **人数上限と収容率**は国が示す目安を**上限**とする。

人数上限	収容率
<b>5,000人</b> 以下 <span style="color: red; border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span>	大声での歓声、声援が 無い場合：100%以内 有る場合：50%以内
人数上限と収容率の人数のいずれか <u>小さいほう</u> が <b>上限</b>	

◆ **営業時間**を短縮していただくよう**お願い**する。

【措置区域内】**午後8時**まで（酒類の提供は午後7時まで） 新

【措置区域外】**午後9時**まで（酒類の提供は午後8時まで）

# まん延防止等重点措置の実施に関する教育関係の対応

## 1. 学校における対応

### 県立学校における学校運営の基本方針

「引き続き感染防止対策を徹底しながら、教育活動を実施」

#### ① 感染予防の徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用
- 授業等は十分な感染症対策の下で実施
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスク付けてから）
- 新入生を含めた児童生徒向けリーフレットの配布

#### ② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、必要に応じて始業時刻の繰り下げの実施

#### ③ 部活動

- 感染症対策を徹底した上で実施
- 飛沫感染の可能性が高い活動は原則として行わない
- 泊を伴う合宿等の禁止

#### ④ 修学旅行等の泊を伴う校外行事

- 修学旅行等は、目的地等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を判断

#### ⑤ 児童生徒の心のケア

- 教職員に対し、改めて適切な対応を指導
- 相談窓口の再周知

## 2. 家庭における対応

#### ⑥ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気、マスクの着用
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- 会食等の自粛
- GWを前にした家庭向けリーフレットの配布

## 3. 市町村への要請

#### ① 感染予防の徹底

#### ④ 修学旅行等の泊を伴う校外行事の適切な対応

#### ⑤ 児童生徒の心のケア

#### ⑥ 家庭へのお願い

# 令和3年4月臨時会付議予定議案について

招 集 日

令和3年4月19日(月)

議 案

1 件〔 令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第2号) 〕

補正予算の規模

385億5,340万9千円

(補正後累計 2兆1,779億1,862万9千円)

主な内容

○飲食店等における感染防止対策の推進

369億9,316万9千円

▶ 感染防止対策協力金の支給 ▶ 国の補助制度の事業者負担分への補助 ▶ 商工団体を通じた支援の強化 等

○高齢者入所施設等の職員へのPCR検査の追加

15億6,024万円

# 感染防止対策協力金(第9期)

まん延防止等重点措置区域及びその他地域で行う営業時間の短縮要請等に協力した事業者に、「埼玉県感染防止対策協力金」を支給する

予算額 366億2,908万9千円

## 支給対象

まん延防止等重点措置区域を含む県内全域において、期間中、営業時間の短縮(休業を含む。)に協力した飲食店(バー、カラオケボックス等を含む。)・喫茶店を運営する事業者

## 期間及び営業時間

- (1) まん延防止等重点措置区域(さいたま市、川口市) 4/20(火)から5/11(火)まで  
午前5時から午後8時まで(酒類提供時間は午前11時から午後7時まで)
- (2) その他地域 4/20(火)から5/19(水)まで  
午前5時から午後9時まで(酒類提供時間は午前11時から午後8時まで)

※まん延防止等重点措置の期間終了後、さいたま市及び川口市はその他地域に含めて要請

# 感染防止対策協力金(第9期)

従来の定額から売上高に応じた協力金に変更

## まん延防止等重点措置区域

## その他地域

前年度又は前々年度の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)	前年度又は前々年度の 一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
	4月20日から5月11日まで		4月20日から5月19日まで
10万円以下	<b>4万円</b>	8.3万円以下	<b>2.5万円</b>
10万円超 25万円以下	<b>4万円から10万円</b> ※売上高に応じて変動	8.3万円超 25万円以下	<b>2.5万円から7.5万円</b> ※売上高に応じて変動
25万円超	<b>10万円</b>	25万円超	<b>7.5万円</b>

※ 売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4 (上限**20万円**、下限なし)

# 飲食店等の感染拡大防止対策支援

## 国の補助制度の事業者負担分への補助

予算額 1億6,600万円

小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）で補助対象となる感染防止対策費の事業者負担分を県が補助することで感染防止対策のより一層の促進を図る

（イメージ図）

国庫補助充当分（補助率3/4）

事業者負担分（1/4）



持続化補助金の対象となっている感染防止対策費の事業者負担分に対して県が補助

## 県の補助

### 対象者

国の交付決定を受けた事業者

※飲食店営業許可又は  
喫茶店営業許可を受けていること

### 補助率

10/10

## 商工団体を通じた感染拡大防止対策の取組支援

予算額 8,900万円

小規模な飲食店が徹底した感染防止対策を行えるよう、商工団体が  
アクリル板等の調達の斡旋から補助金申請までトータル支援を行う

- ❑ 店舗に応じたアクリル板等の設置方法や必要枚数などをアドバイス
- ❑ アクリル板等の調達の斡旋や専門家の派遣

# 高齢者入所施設等の職員へのPCR検査の追加

令和3年5月・6月の検査  
月1回から **2回**に増

## 主な内容

予算額 15億6,024万円

まん延防止等重点措置の適用等を踏まえ、高齢者入所施設や障害者入所施設の従事者に対して実施しているPCR検査の回数を増加させる。

変更前 月1回(4~6月:各1回)

変更後 月2回(4月:1回、5~6月:各2回)

## 高齢者入所施設

施設種別	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、認知症グループホーム 等
対象	約1,500施設、約70,000人

## 障害者入所施設

施設種別	障害者入所施設、グループホーム
対象	約400施設、約8,800人